

教育子ども委員会 請願・陳情一覧

令和2年1月20日（月）

○教育委員会関係

（新規分）

令和元年請願第15号 子どもたちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める件（第9項（5）ア） 保留

○子ども青少年局関係

（新規分）

令和元年請願第13号 名古屋市の療育施策及び児童発達支援センターの充実を求める件 保留
令和元年請願第23号 名古屋市の療育施策及び児童発達支援センターの充実を求める件 保留

令和元年請願第15号 子どもたちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める件（第1項～第8項、第9項（1）～（4）、（5）イ～エ） (1, 2, 6, 7(ア), 8(3), 9(3), 9(5)エ 不)

令和元年請願第22号 全ての子どもたちに豊かな育ちを保障し、名古屋の保育・子育てを豊かにすることを求める件 1, 3, 4, 不保留, 2, 5 保留 (5(2), 9(1) 保留, 他は保留)

令和元年陳情第15号 保育の職場及び障害児施設における職員の大幅な増員と賃金の引上げの実現を目指す意見書提出を求める件 保留

子どもたちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める件

請願者 天白区向が丘二丁目1501番地
松崎幸平

要旨

天白区では子育てに関する様々な要望が次々と出されてきている。各保育所では、障害児保育、病後児保育、延長保育、休日保育、リフレッシュ預かり保育、一時保育等、地域からの多様なニーズを受けて、子育て支援の充実を目指して実践を深めている。また、学童保育所は、保護者の就労を支援するとともに、子どもに適切な遊びと生活の場を保障する、なくてはならない所である。子育ての要ともなる保育所・学童保育所を守り、公的責任を果たすことが切に求められている。

については、未来を担う全ての子どもたちが安全で健やかに育ち、保護者が安心して子育てや仕事のできる環境、地域づくりを目指して、次の事項の実現をお願いする。

(第1項～第9項第4号 子ども青少年局関係、省略)

9 厳しさが増す保護者の労働実態を把握し、安心して働くことができるよう保育制度を充実させること。

(5) 障害児に関わる施策を実態に合わせて充実させること。

ア 名古屋市内に高等特別支援学校を早急に建設すること。

(第9項第5号イ～エ 子ども青少年局関係、省略)

名古屋市の療育施策及び児童発達支援センターの充実を求める件

請願者 南区砂口町52番地の1
地域療育センター早期建設を実現させる会
馬場 紫絵里

要 旨

2003年に名古屋市から移管された発達センターあつた及び発達センターちよだの建物の老朽化が進んでいる。雨漏りや漏電、また、地震や台風といった災害への対策も早急に対応すべき課題である。

現在の発達センターあつた及び発達センターちよだは、肢体障害等によりリハビリや医療対応が必要な子どもが通える体制にはなっていない。また、ケースワーカーや療育グループのスタッフも配置されていない。そのため、相談や訓練の際は他の地域療育センターまで通っているのが現状である。早期発見・早期療育を進めていくためにも、名古屋市内に地域療育センターを増設することを強く要望する。

2019年10月に実施された幼児教育・保育の無償化により3歳児から利用料が無料になったが、住民税課税世帯の0歳児から2歳児までは無償化の対象にはなっていない。児童発達支援センターには早期発見・早期療育の流れから2歳で入園する子どももいる。利用料がかかることで入園をちゅうちょし早期療育につながらないケースが増える危険性を感じる。住民税課税世帯の0歳児から2歳児までについても利用料を無料とすることを強く要望する。

児童発達支援センターでの給食は、嚥下、咀嚼、姿勢保持、口内感覚、強い偏食により食の幅が狭まるという悩みを抱えている親子への発達支援として重要な位置を占めている。だからこそ親子ともに支援できる児童発達支援センターでの給食に実費負担がかかることはとても問題だと感じる。子どもの権利、児童福祉の根幹である食の保障を守るために、給食を療育と位置付け、給食費の補助金を引き続き維持することを強く要望する。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 発達センターあつた及び発達センターちよだの建物の老朽化に伴う改築に当たっては、地域のニーズに応えるために地域療育センターとして整備をすること。
- 2 幼児教育・保育無償化に伴い、早期療育の観点から、児童発達支援センターに通う住民税課税世帯の0歳児から2歳児までも無償化の対象にすること。
- 3 児童発達支援センターにおける給食費について現行の利用者負担を維持すること。

名古屋市の療育施策及び児童発達支援センターの充実を求める件

請願者 守山区小幡三丁目22番7号-9
児童発達支援センター保護者会連盟
共同代表 水野知代

要旨

2003年に名古屋市から移管された発達センターあつた及び発達センターちよだの建物の老朽化が進んでいる。雨漏りや漏電、また、地震や台風といった災害への対策も早急に対応すべき課題である。建物の改築整備等、今後の方向性を早急に定めるよう強く要望する。

2019年10月に実施された幼児教育・保育の無償化により3歳児から利用料が無料になったが、住民税課税世帯の0歳児から2歳児までは無償化の対象にはなっていない。児童発達支援センターには早期発見・早期療育の流れから2歳で入園する子どももいる。利用料がかかることで入園をちゅうちょし早期療育につながらないケースが増える危険性を感じる。住民税課税世帯の0歳児から2歳児までについても利用料を無料とすることを強く要望する。

児童発達支援センターでの給食は、嚥下、咀嚼、姿勢保持、口内感覚、強い偏食により食の幅が狭まるという悩みを抱えている親子への発達支援として重要な位置を占めている。だからこそ親子ともに支援できる児童発達支援センターでの給食に実費負担がかかることはとても問題だと感じる。子どもの権利、児童福祉の根幹である食の保障を守るために、給食費を含めた利用者負担が幼児教育・保育の無償化前よりも増えることがないようにしてほしい。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 発達センターあつた及び発達センターちよだは建物の老朽化が進んでいることから、建物の改築整備を行うなど、速やかに今後の方向性を定めること。
- 2 早期発達支援の観点から、住民税課税世帯の3歳未満児を対象に、児童発達支援センターの利用者負担を無償化すること。
- 3 児童発達支援センターにおける給食費を含めた利用者負担については、幼児教育・保育の無償化に伴い負担増とならないようにすること。

子どもたちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める件

請願者 天白区向が丘二丁目1501番地
松崎 幸平

要 旨

天白区では子育てに関する様々な要望が次々と出されてきている。各保育所では、障害児保育、病後児保育、延長保育、休日保育、リフレッシュ預かり保育、一時保育等、地域からの多様なニーズを受けて、子育て支援の充実を目指して実践を深めている。また、学童保育所は、保護者の就労を支援するとともに、子どもに適切な遊びと生活の場を保障する、なくてはならない所である。子育ての要ともなる保育所・学童保育所を守り、公的責任を果たすことが切に求められている。

ついては、未来を担う全ての子どもたちが安全で健やかに育ち、保護者が安心して子育てや仕事のできる環境、地域づくりを目指して、次の事項の実現をお願いする。

- 1 公的責任を堅持し、公立保育所の廃止・民間移管をこれ以上しないこと。企業の保育事業への参入に関しては、子どもの安全が守られるよう引き続き市として監督すること。
- 2 保育士の配置基準及び利用者1人当たりの面積基準を維持し、又は引き上げること。また、待機児童の解消についても、定員超過入所ではなく、認可保育所の新增設で対応すること。
- 3 公私間格差を是正する制度を守り、現在の保育の質を維持・向上すること。
- 4 長時間労働が長時間保育を招いている現状に鑑み、ゆとりある子育てが行える社会になるよう国に働きかけること。
- 5 保育士等が働き続けられる環境を整えること。
 - (1) 子どもを安心して預けられるよう、保育士等の大幅な処遇改善を図ること。
 - (2) 技能・経験に応じた保育士等の処遇改善について、保育士への負担が過度にならないよう、研修の時間数、日程等の研修内容や研修中の保育所における人員確保についての見直しを国に働きかけること。
 - (3) 年間を通し、適切な職員配置で保育が行えるよう、産休・育休代替職員の処遇改善を図り、人員を確保すること。
 - (4) 保育士の慢性的な欠員状態を打開するため、各区において職場説明等を実施し、人材確保に努めること。
- 6 離乳食やアレルギー食等、一人一人に丁寧に対応し、安心・安全な給食を提供するために、外部搬入や委託ではなく正規職員で作る自園調理の給食を堅持すること。
- 7 安心して子どもを預けられるよう環境を整えること。
 - (1) 子どもの安全の確保や健やかな成長に必要な環境を整えるための費用を保障すること。

- (2) 公立保育所の送迎用の駐車場を早急に確保すること。
 - (3) リフレッシュ預かり保育、一時保育、休日保育については、実態を把握した上で必要な人員を配置すること。また、欠員のある保育所は事務員を配置すること。
 - (4) 幼児教育・保育の無償化の財源及び保育所における人員の確保を徹底するよう国に働きかけること。
 - (5) 延長保育を拡充し、24時間利用できる保育所を増設すること。
- 8 学童保育所を守り発展させるとともに、過大な保護者負担を軽減できるような助成を実施すること。
- (1) 事業に係る国庫補助の基本額を増額すること及び登録児童数を補助の算定根拠にすることを国に働きかけること。
 - (2) 名古屋市が土地及び建物の確保に責任を持ち、また、専用室建替え時の代替施設に必要な経費を全額保障すること。
 - (3) 障害児を2人以上受け入れる場合、1人増えるごとに助成金を上乗せすること。
 - (4) 現存する学童保育所の登録児童数が10人を下回っても、利用者がいる限りは補助の対象とすること。
 - (5) 子どもの命と安全を守る上で欠かせない学童保育の全国的な一定水準の質を確保するために、従うべき基準を堅持すること。
- 9 厳しさが増す保護者の労働実態を把握し、安心して働くことができるよう保育制度を充実させること。
- (1) 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業実施施設を増やし、誕生月にかかわらず、全ての子どもが入所しやすいよう子どもの定員に合わせた職員配置をすること。
 - (2) 病児保育を実施する医療施設を天白区内に増やすよう整備すること。
 - (3) 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業実施施設であるか否かにかかわらず、看護師を配置すること。
 - (4) 障害児も含めて兄弟姉妹が同一保育所を利用できるよう引き続き対応すること。
 - (5) 障害児に関わる施策を実態に合わせて充実させること。

(第9項第5号ア 教育委員会関係、省略)

- イ 全保育所で障害児の受入れを推進すること。
- ウ 障害児保育の補助金を引き続き増額すること。
- エ 各区役所の民生子ども課窓口に、障害児の保育所利用についての専門担当者及び相談員を配置すること。

令和元年請願第22号

全ての子どもたちに豊かな育ちを保障し、名古屋の保育・子育てを豊かにすることを求める件

請願者 守山区鳥神町119番地の2
愛知保育団体連絡協議会
会長 本 田 たみ代

要 旨

名古屋市は、待機児童ゼロ、利用保留児童も減らしていく取組みを進める、として保育施設の整備に力を入れている。民間社会福祉施設運営費補給金制度を守り、全国的に見ても先進的な施策を実施している。しかし、保育士不足は深刻で運営困難等の課題は大きくなっている。子どもたちの育ちに待ったはない。

ついては、全ての子どもたちが笑顔でのびのびと育つよう、次の事項の実現をお願いする。

- 1 子どもの命と安全、発達を保障するために、職員の配置基準を改善すること。
- 2 保育士不足を解消するために処遇を改善すること。
- 3 公立保育所の廃止・民営化を一旦凍結すること。
- 4 保育の無償化に当たっては、年齢や所得等の制限を設けず、給食費も含めて保育に係る経費を対象にすること。
- 5 民間社会福祉施設運営費補給金制度を堅持すること。

保育の職場及び障害児施設における職員の大幅な増員と賃金の引上げの実現
を目指す意見書提出を求める件

陳情者 熱田区沢下町9番7号 労働会館東館405
全国福祉保育労働組合東海地方本部
執行委員長 越須賀 舞

要 旨

多くの保育の職場及び障害児施設では、労働基準法上の休憩や休暇、時間外労働について法令遵守がされていない。労働基準法は、全ての職場で必ず実現しなければならない最低限の労働条件の基準を定めた法律である。しかしながら、保育の職場及び障害児施設では、休憩対応の職員配置ができる補助はなく、人手不足の状況で、休憩もまともに取れない。また、書類作成の時間も保障されておらず、時間外労働や持帰り仕事がサービス残業として常態化している。利用者の処遇や安全を守るために、現場ではこのような働き方をせざるを得ない実態がある。2007年8月28日に厚生労働省から示された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」には、労働環境の改善のため「週40時間労働制の導入、完全週休2日制の普及など、労働時間の短縮の推進に努めること」と書かれている。また、国の責任で「従事者の労働の負担を考慮し、また、一定の質のサービスを確保する観点から、職員配置の在り方に係る基準等について検討を行うこと」が示されている。法令遵守ができない根本的な要因には職員の配置基準の低さがあり、国による制度の改善が必要である。

賃金についても、いまだに全産業平均との月約10万円の格差が解消されていない。特に初任給の低さから、専門職として誇りを持って働き始めても、「学生時代にアルバイトしていた時の賃金と変わらない」、「この賃金では結婚ができない」と将来に対する不安を理由に離職する職員は後を絶たない。最低賃金が毎年引き上げられ、それに伴い非正規雇用の時給水準は上がっているが、対応する原資の保障はなく、また、正規雇用の月給は、最低賃金の引上げ分のベースアップがなされていない状況である。抜本的に賃金の引上げを行うことができる公定価格・報酬単価が必要である。

職員の配置基準を見直し、大幅な人員増を行うことや、将来も働き続けられる見通しが持てる大幅な賃金の引上げができなければ、保育の職場及び障害児施設での人材定着・確保は困難であり、憲法第25条にある人権保障もできない。職員、利用者そしてその家族も人権侵害をされている。

については、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国に提出されるようお願いする。

- 1 保育の職場及び障害児施設の職員の配置基準を抜本的に引き上げ、大幅な人員増をできるようにすること。
- 2 全ての保育の職場及び障害児施設の労働者の賃金を引き上げ、全産業平均との月

約10万円の格差をなくすこと。

- 3 保育の職場及び障害児施設の労働者が人間らしく暮らすため、時間給で最低1500円以上支払えるようにすること。

